

澤田建設株式会社

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、かつ、全員が働きやすい環境をつくることによって、一人ひとりが能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成31年 1月21日 ～ 平成33年 1月20日（2年間）

2. 内 容

雇用環境の整備に関する事項

目標① 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立支援のための雇用環境整備

＜対 策＞ 平成31年 1月21日 ～ 平成33年 1月20日（2年間）

育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知

目標② 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

＜対 策＞ 平成31年 1月21日 ～ 平成33年 1月20日（2年間）

年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

- ・年間5日以上の有給休暇取得を義務付ける
- ・有給休暇取得促進の為に、リフレッシュ休暇制度を導入する

目標③ 雇用体験や就業訓練を通じた雇用機会の提供

＜対 策＞ 平成31年 1月21日 ～ 平成33年 1月20日（2年間）

若年層に対するインターンシップ等の就業体験機会提供、トライアル雇用等を通じた雇い入れ又は就業訓練の促進

以上

澤田建設株式会社

女性活躍推進法に基づく行動計画

女性技術者を増やし、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成31年 1月21日 ～ 平成33年 1月20日（2年間）

2. 当社の課題

- （1）女性の応募者がそもそも少なく、女性の技術者が少ない。
- （2）女性のほとんどが事務職で、管理部門や他部門の事務職に配属され、配置先に偏りがある。

3. 目標と取り組み内容・実施時期

目 標：技術職の女性を現員の2名から4名以上に増加させる

<取組内容>

- 平成31年 4月～ 技術系の女性を増やすため、学生向けパンフレットの内容を見直し、改定する。
- 平成31年 6月～ 大学・専門学校などでの学生向け説明会の実施をめざし、内容を検討。毎年1回以上実施する。
- 平成32年 2月～ 女子学生を対象とした現場見学会を、年1回以上開催する。

以上